

栗石町農林業基本計画

計画期間：令和6年度～令和9年度

令和6年3月

栗 石 町

雫石町農林業基本計画 目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の推進	2
5. 雫石町農林業の将来像	2
第2章 基本計画	5
1. 基本目標	5
2. 施策の体系	5
3. 基本施策	9
【基本柱Ⅰ】 農業者の育成と経営安定を促進します	9
【基本柱Ⅱ】 農畜産物の安定生産を推進します	17
【基本柱Ⅲ】 農畜産物の販売と6次産業化を推進します	23
【基本柱Ⅳ】 「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します	32
【資料編】 農林業関係データ	40
1. 本町全体について	40
2. 農家数について	42
3. 農業就業人口について	45
4. 農地について	46
5. 生産について	47
6. 森林について	49

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

本町では、令和2年度から令和5年度を期間とする「雫石町農林業基本計画」を策定し、「新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり」を基本目標に、4つの基本柱、12の基本方向、28の基本施策の体系により、豊かな自然環境を利用した水田農業を中心として、畜産、野菜、花卉、菌茸などを取り入れた雫石型複合経営を展開し、農林業関係機関と連携しながら、各種事業を導入して農業基盤整備や意欲的な担い手の育成などを推進してまいりました。

この間、全国規模の農業功績表彰受章をはじめ、岩手県農林水産業表彰などにおいて多数受賞しているほか、若手農業者の有志による企業との連携したホップ栽培、環境保全型農業など意欲的に取り組む農業者の活躍がありました。

一方で、農業を取り巻く環境は、米価下落や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食やインバウンド需要減少の影響、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響による資材高騰など社会情勢により大きく影響を受けたところです。さらに、2024年の流通問題や国において議論が始まった農産物の価格転嫁など多くの課題に直面しており、中長期的な展望を持ち、迅速に対応していく必要に迫られています。

また、地球温暖化の大きな要因とされる二酸化炭素の削減に向けて120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、取り組みを進めているなかで、本町の農林業分野においても、脱炭素の取り組みが求められています。

このように大きな転換期を迎えている中で、本町では令和2年3月に令和9年度までの「第三次雫石町総合計画基本構想」及び「前期基本計画」を策定し、さらに、令和6年3月に令和9年度を目標年次とした「後期基本計画」を策定したところです。目指すべき将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を実現するためのまちづくりの基本的な方向を定め、各分野における実現手段を体系化し、住民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となるものです。

また、本町の人口の将来展望を示す「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(第一次改訂)」と、将来の方向性を踏まえ、本町の地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生を実現することを目的とする「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、具体的な対策を講じることとしております。

総合計画後期基本計画の実現に向け、総合戦略との整合を図り、本町の広大な農林地、多様な地域資源などの特性を活かし、農林業者及び関係機関が相互にさらなる連携のもと、本町の基幹産業である農林業の振興を図るため、「雫石町農林業基本計画」を策定するものです。

2. 計画の目標年次

この計画は、令和6年度を初年度として、令和9年度を目標年次とする4か年とします。

3. 計画の位置付け

この計画は、上位計画である「第三次雫石町総合計画基本構想（計画年度＝令和2年度～令和9年度）」及び「第三次雫石町総合計画後期基本計画」の農林業部門を具体化するものであり、総合計画の将来像“みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし”の実現を目指し、本町の農林業振興を総合的かつ計画的に推進するための基本計画と位置付けています。

4. 計画の推進

各種施策の確実な実施と、関係機関・団体との連携協調による施策の推進を図ることを目的とし、本計画では、主な施策の年次スケジュールを示し、課題解決や事業の推進に向けて取り組むこととし、社会情勢や多様化するニーズ等に柔軟性をもって対応し、農林業基本計画の目標達成のため、実効性を高めてまいります。

5. 雫石町農林業の将来像

第三次雫石町総合計画基本構想（令和2年度～令和9年度）では、「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」をまちの将来像として、5つの施策大綱を定め、町民相互の協力により互いに助け合う仕組みである「結い」の精神により、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、「ふるさと しずくいし」を未来につないでいくため、「協働」を理念とし、「協働のまちづくり」をすべての分野に共通する視点として構想の推進を図ることとしております。

第三次雫石町総合計画後期基本計画（令和6年度～令和9年度）では、産業分野の施策大綱を「**産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち**」とし、農林業分野では「**新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり**」を目指すこととしており、これを本計画における農林業の将来像とし、次の目標を掲げて取り組んでまいります。

この上位計画を達成するうえで基本の目標となる、（1）農林業振興の目標 （2）農業産出額の目標及び営農類型ごとの農業経営指標については、以下に示すこととします。

雫石町の農林業の将来像の実現に向けて、「農業者・農業者団体・企業」、「住民」、「地域」、「行政」が互いの責任や役割を分担し、ともに考え、相互に協力して取り組んでまいります。

(1) 農林業振興の目標

農業従事者の減少と高齢化の進行などの要因に加え、農業資材や燃料費の高騰など農業情勢は厳しさを増す一方ですが、食料生産は国民生活を支える根幹であると認識し、人口減少社会に対応しながら、国内や地域内の需要に応じた生産体制の強化を目指します。

①農家数

区 分	平成27年	現在値（令和2年）	目標値（令和9年）
総農家数	1,373戸	1,133戸	1,020戸

※「総農家数」は「2020年農林業センサス」より引用。

農林業センサスにおける昭和50年からの実績の減少率を基に減少幅を抑制する目標値を設定しています。

②経営耕地面積

区 分	平成27年	現在値（令和2年）	目標値（令和9年）
経営耕地面積	5,651ha	5,260ha	5,000ha

※「経営耕地面積」の数値は「2020年農林業センサス」より引用。

農地の流動化により農地集積が進行する傾向にありますが、遊休農地も増加傾向にあり、また農業従事者の減少が予測されることから減少を抑制する目標値を設定しています。

③中心経営体の経営面積

区 分	平成30年	現在値（令和5年）	目標値（令和9年）
中心経営体の経営面積	2,403ha	3,736ha	4,287ha

※地域計画（人・農地プラン：全7地区）に掲載されている中心経営体の耕作面積について、地域計画策定年度（R6）の10年後（R16）に農地面積6,368ヘクタールの8割を集積する目標として、経過年数による均等加算にて算出しています。

④雫石町農業産出額（町独自推計額）

区 分	平成29年	現在値（令和3年）	目標値（令和8年）
農業産出額（町独自推計額）	83.8億円	74.4億円	89.3億円

※農林水産省において公表される市町村別農業産出額推計を基に町独自の補正係数を乗じて試算し、令和3年の現在値に伸び率を乗じて目標値を設定しています。

⑤林業

区 分	平成27年	現在値（令和2年）	目標値（令和9年）
総林家数	702戸	446戸	現状を維持する
森林面積合計	46,035ha	45,825ha	
国有林	28,552ha	28,471ha	
民有林	17,483ha	17,354ha	

※「2020年農林業センサス」より引用。

(2) 農業所得の目標及び営農類型ごとの農業経営指標

農業者が再生産できる所得を確保して、農業者の生活や経営基盤の安定を図ることが必要です。

農業所得の目標と営農類型ごとの農業指標については、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で掲げる目標と同様のものとするとし、同基本構想で定める農業所得の目標を下記のとおり引用し、営農類型ごとの農業指標は掲載を省略します。

①個別経営による年間農業所得の目標

区 分	年間農業所得目標
主たる従事者 (※1)	360万円
従たる従事者 (※1)	130万円
新たに農業経営を営もうとする青年等 (※2)	250万円
リーディング経営体 (※3)	1,000万円

※1 将来、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する1人当たりの年間農業所得の目標。標準的な家族経営（主たる従事者1名・従たる従事者1名）を想定して、1経営体あたり年間所得が490万円程度を確保できる経営を目標とする。

※2 新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得は「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営を目標とする。

※3 個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、雫石町の農業の持続的な発展を牽引するリーディング経営体（年間所得概ね1,000万円以上）へ育成する。

②集落型の農業法人（特定農業法人など）による年間農業所得

集落型の農業法人の営農類型は、主たる従事者2人、補助従事者1人で30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人を想定し、主たる従事者の所得が地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得360万円）に到達する体系とし、農業法人として850万円を確保できる経営を目標とする。

第2章 基本計画

次に示す基本目標と施策の体系は、この計画の上位計画に位置付けている「第三次雫石町総合計画」に掲げる農林業部門に関連する施策大綱などを引用しています。

1. 基本目標

雫石町の基幹産業である農業の振興を図り、活力みなぎる町を創造していくため、本計画の基本目標として、

「新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり」

を掲げ、その実現に向けて、農業分野だけでなく、観光業や商業などの他産業との連携と調和を図りながら、町民が一体となり取り組んでいくこととします。

2. 施策の体系

基本目標である「新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり」を実現していくため、次の4つを基本柱とし、それらを具現化するため、12の基本方向、28の基本施策を掲げ、関係機関・団体との連携により、各種施策の確実な実施と推進を図ります。

【基本目標】

新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり

【基本柱】

農業者の育成と経営安定を促進します

農畜産物の安定生産を推進します

農畜産物の販売と6次産業化を推進します

「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します

(体系図)

【基本目標】

新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくり

【基本柱】

I 農業者の育成と経営安定を促進します

【基本方向】

I-I 地域の中心経営体の育成

I-II 若手農業者の育成

I-III 農業経営の安定化

II 農畜産物の安定生産を推進します

II-I 農畜産物の安定生産

II-II 農地の保全及び活用推進

III 農畜産物の販売と6次産業化を推進します

III-I 農畜産物の販売促進

III-II 地産地消の推進

III-III 6次産業化と食文化伝承の推進

IV 「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します

IV-I 森林循環の推進

IV-II 町産材の活用推進

IV-III 木質バイオマスエネルギー活用の推進

IV-IV 森林環境教育の促進

【基本施策】

- I-I-I 地域の中心経営体の育成
- I-I-II 効率的な農地の利用集積
- I-II-I 若手農業従事者の確保・育成
- I-II-II 農業後継者や新規就農者への積極的な情報提供と育成
- I-II-III 家族経営協定の促進
- I-III-I 集落営農等の組織営農の推進
- I-III-II 経営所得安定対策等の有効な活用
- I-III-III 農業経営の支援
- II-I-I 需要に応じた作物等の生産振興
- II-I-II 労働力の省力化の支援
- II-II-I 農業振興地域整備計画の管理
- II-II-II 農地・農業用施設の機能維持と活用
- II-II-III 鳥獣被害の防止
- III-I-I 新たな流通・販路の拡充
- III-I-II 通年生産と販売体制の構築
- III-I-III 時代に即した情報発信の活用
- III-II-I 需要に応じた食材提供システムの有効活用
- III-II-II 学校給食や食育による地産地消の推進
- III-II-III 農業体験の推進
- III-III-I 販売を目指した地場産食材利用の研究・開発支援
- III-III-II 生産・加工・販売体制の連携強化
- III-III-III 食文化の伝承活動推進
- IV-I-I 森林の適正管理
- IV-I-II 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の促進
- IV-II-I 公共施設木質化や個人住宅への利用推進
- IV-III-I 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進
- IV-III-II 木質バイオマス燃料の確保対策
- IV-IV-I 森林環境教育の促進

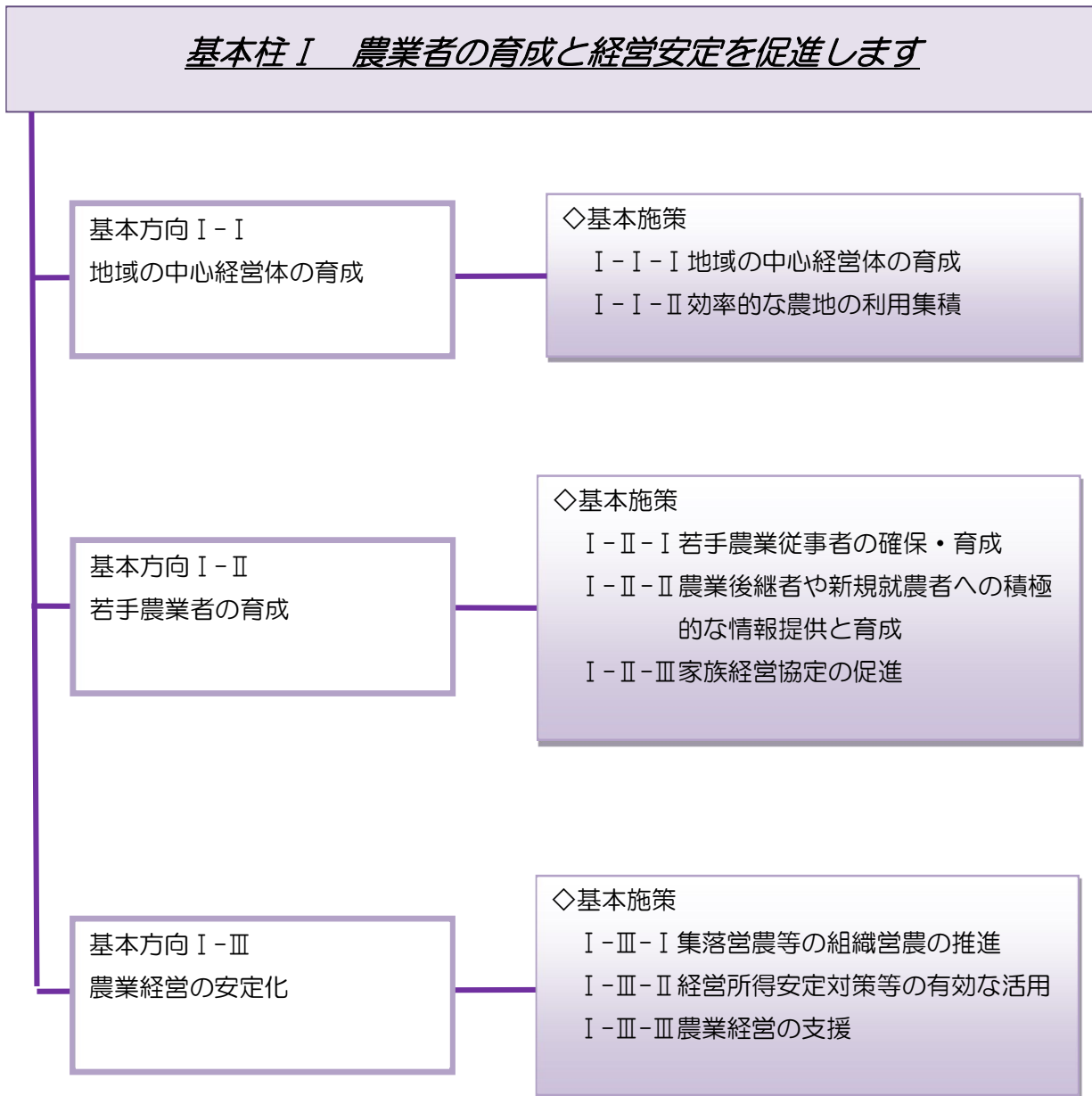
3. 基本施策

【基本柱】

I 農業者の育成と経営安定を促進します

本町の総農家数は、農林業センサスによると平成12年には1,916戸であったのが、令和2年には1,133戸と、この20年で約6割減少し、また、販売農家農業就業人口のうち65歳以上の割合については、平成12年の48.6%から76.5%と急激に高齢化が進んでいます。

近い将来において、農業をけん引する人材の育成・確保と農業経営の安定化、規模拡大など農作業の効率化に向けた支援を行います。



【基本方向 I-I】 地域の中心経営体の育成

農業経営の改善に関する相談対応や各種研修の機会など、農業経営の改善や向上に向けた支援を充実し、地域の中心経営体の育成を図ります。

基本施策 I-I-I 地域の中心経営体の育成

1 現状及び課題

高齢化や後継者の不足などにより、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が後を絶たず、受け手である地域の中心的な経営体の経営面積が拡大していることから、受け手の安定した経営に向けた支援を行う必要があります。

2 施策内容

(1) 認定農業者の確保・育成

- ◇意欲ある農業者の掘り起こしにより、地域の中心的な役割を担う農家を確保・育成します。
- ◇認定農業者の活動を支援します。

(2) 農業経営改善に関する相談対応や各種研修の機会の創出

- ◇農業経営改善計画の作成支援や経営診断などの相談対応を通じ、農業経営の改善や向上の実現に向けて支援します。

(3) 認定新規就農者の育成

- ◇青年等就農計画の作成支援などにより、認定新規就農者を、地域の中心経営体である認定農業者となるよう支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
認定新規就農者・認定農業者の経営改善計画作成支援	経営改善計画作成支援・認定事務	経営改善計画作成支援・認定事務	経営改善計画作成支援・認定事務	経営改善計画作成支援・認定事務
認定農業者の活動支援	認定農業者の研修と活動支援	認定農業者の研修と活動支援	認定農業者の研修と活動支援	認定農業者の研修と活動支援

基本施策 I-I-II 効率的な農地の利用集積

1 現状及び課題

農業のリタイアや水稻から畑作へ経営転換する農業者が増えたことから、農地中間管理事業などにより、地域の営農組織や農業法人などへ農地集積が促進されています。農業従事者の減少や高齢化により、さらに経営転換を希望する農業者が見込まれることから、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を進める必要があります。

2 施策内容

(1) 地域計画の推進

◇これまで、町内7地域ごとに地域農業のあり方を示した「人・農地プラン」を作成していましたが、地域の農業者等との話し合いを経て、人・農地プランを基に「目標地図」を追加し、令和6年度末までに「地域計画」策定することとなっています。この地域計画により、地域農業の将来のあり方を明確化し、農地の集約化を加速し、地域での話し合いの場の提供を図りながら定期的な見直しを実施します。

(2) 農地中間管理事業による農地集積の推進

◇規模拡大を目指す農業者等の地域の中心経営体に農地中間管理事業の活用により農地集積や連担化を図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
地域計画の推進	地域計画の策定	地域計画の進行管理・見直し	地域計画の進行管理・見直し	地域計画の進行管理・見直し
農地中間管理事業による集積	担い手とのマッチング支援・機構の貸借手続き支援	担い手とのマッチング支援・機構の貸借手続き支援	担い手とのマッチング支援・機構の貸借手続き支援	担い手とのマッチング支援・機構の貸借手続き支援

【基本方向 I-II】 若手農業者の育成

技術・知識の習得や経営面に関する相談対応や各種交付金の活用により、次代を担う農業後継者や新規就農者を育成します。

また、若手農業者に向けた研修や農業青年のネットワークづくりの機会をつくとともに、農業農村指導士などによる就農希望者の受入れ体制を整備します。

基本施策 I-II-I 若手農業従事者の確保・育成

1 現状及び課題

農業の担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、次代を担う若い農業者や新規就農者の技術・知識の習得や就農直後の経営面に向けた支援を行う必要があります。

2 施策内容

(1) 若手農業従事者の確保と支援

◇就農希望者の相談に応じ、関係機関等が連携し、就農から経営開始に向けた支援を行います。

◇国の農業次世代人材投資資金などにより、就農前から就農直後の経営確立を支援します。

(2) 新規参入者の受入れ体制づくり

◇岩手県農業農村指導士や認定農業者など優れた技術を持つ農業者や農業法人での農業技術等の習得のための研修を支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
若手農業者の確保・育成	青年等就農計画 作成支援	青年等就農計画 作成支援	青年等就農計画 作成支援	青年等就農計画 作成支援
新規就農者の就農前・就農直後の経営確立支援	就農準備資金・ 経営開始資金 (国)	就農準備資金・ 経営開始資金 (国)	就農準備資金・ 経営開始資金 (国)	就農準備資金・ 経営開始資金 (国)
新規就農者の受け入れ体制づくり	農業技術研修 等の受入体制 支援	農業技術研修 等の受入体制 支援	農業技術研修 等の受入体制 支援	農業技術研修 等の受入体制 支援

基本施策 I-II-II 農業後継者や新規就農者への積極的な情報提供と育成

1 現状及び課題

高齢化や後継者の不足などにより、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が後を絶たず、受け手である地域の中心的な経営体の経営面積が拡大していることから、受け手の安定した経営に向けた支援を行う必要があります。

2 施策内容

(1) 研修の機会の創出と情報提供

◇国や県の新規就農者向けの技術取得や経営管理に関する研修の機会の創出と情報を提供します。

(2) 研修の機会やネットワークづくり

◇若手農業者の研修やネットワークづくりなどの機会を創出します。

◇町内外の農業青年の交流やネットワークづくりなど、農業青年団体の活動を支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
初心者向け農業簿記の記帳支援	初心者向け農業簿記記帳支援教室開催	初心者向け農業簿記記帳支援教室開催	初心者向け農業簿記記帳支援教室開催	初心者向け農業簿記記帳支援教室開催
若手農業者の研修・ネットワークづくり支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援

基本施策Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ 家族経営協定の促進

1 現状及び課題

町内では家族農業経営が中心で、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすい状況です。新規就農者、特に親元就農者にとっては農業経営と自己の生活の安定のために家族が全員で話し合いのできるような環境整備が必要です。

2 施策内容

◇新規就農者及び家族全員が意欲をもって農業経営に取り組めるよう、経営面・生活面についての話し合いによる農業経営の展開を確立するため、家族経営協定の締結と協定内容の見直しを促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
家族経営協定の締結促進	家族経営協定の締結促進	家族経営協定の締結促進	家族経営協定の締結促進	家族経営協定の締結促進

【基本方向 I-III】 農業経営の安定化

農業経営の安定化を図るため、地域ぐるみによる農地利用の効率化、経営力の強化に努め、集落営農の組織化や法人化を推進します。また、所得の安定につながる政策などの情報提供を行います。さらに経営力、経営基盤の強化を図るため、経営状況の把握に努め、適切な経営管理が行われるよう農業経営指導を行います。

基本施策 I-III-I 集落営農等の組織営農の推進

1 現状及び課題

農業のリタイアや水稻から畑作へ経営転換する農業者が増えたことから、農地中間管理事業などにより、地域の営農組織や農業法人などへ農地集積が進んでいます。農業従事者の減少や高齢化により、さらに経営転換を希望する農業者が見込まれることから、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を進める必要があります。

2 施策内容

(1) 集落営農等の組織化・法人化の支援

◇地域の農地集積や集約状況など地図を用いた話し合いを促します。

◇集落営農の組織化に向けた経営計画の作成や手続きに関する支援を行います。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
集落営農の組織化・法人化支援	組織化・法人化に関する助言等	組織化・法人化に関する助言等	組織化・法人化に関する助言等	組織化・法人化に関する助言等

基本施策 I-III-II 経営所得安定対策等の有効な活用

1 現状及び課題

米の需要が減少するなか、水田を活用した農業経営を行う農業者については、国の制度である経営所得安定対策等を有効に活用できるよう目的や内容の周知を図る必要があります。

2 施策内容

(1) 経営所得安定対策等の活用推進

◇農業経営を安定させるために経営所得安定対策等諸制度の活用推進を図るため制度説明座談会等の開催により、周知を行います。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
経営所得安定対策の周知	経営所得安定対策等制度周知	経営所得安定対策等制度周知	経営所得安定対策等制度周知	経営所得安定対策等制度周知

基本施策Ⅰ-Ⅲ-Ⅲ 農業経営の支援

1 現状及び課題

農業情勢は社会情勢や消費者の生活様式の変化に大きく左右され、農業経営に大きく影響されることがありますが、安定経営のために経営力・経営基盤の強化を図る必要があり、経営状況の把握と適切な経営管理が必要不可欠です。

2 施策内容

(1) 農業簿記記帳の支援

◇農業経営の状況を的確に把握するため、パソコンソフトを活用した簿記記帳を促進します。

◇パソコンソフト簿記記帳のデータなどを活用し、経営状況の分析による経営改善を支援します。

(2) 資金借入れの円滑化と利子補給による支援

◇農業機械の近代化や経営安定のための制度資金借入の円滑化と資金利子の補給事業により経営支援をします。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
農業簿記の記帳・研修会支援	農業簿記記帳支援教室	農業簿記記帳支援教室	農業簿記記帳支援教室	農業簿記記帳支援教室
	経営分析支援・研修会の開催	経営分析支援・研修会の開催	経営分析支援・研修会の開催	経営分析支援・研修会の開催
資金借入れ支援	各種資金利子補給	各種資金利子補給	各種資金利子補給	各種資金利子補給

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（R9年）
指標1	認定農業者の経営面積	3,534ha	4,000ha
指標2	中心経営体の経営面積	3,736ha	4,287ha
指標3	農業産出額	74.4億円	89.3億円（R8）
指標4	家族経営協定数	76組	84組

※指標の説明

*指標1：年度末実数（現在値：令和5年度）。意欲ある経営体による生産状況を示す指標。

*指標2：地域計画（人・農地プラン）年度末実数（現在値：令和5年度）。地域農業の担い手の確保の状況を示す指標。

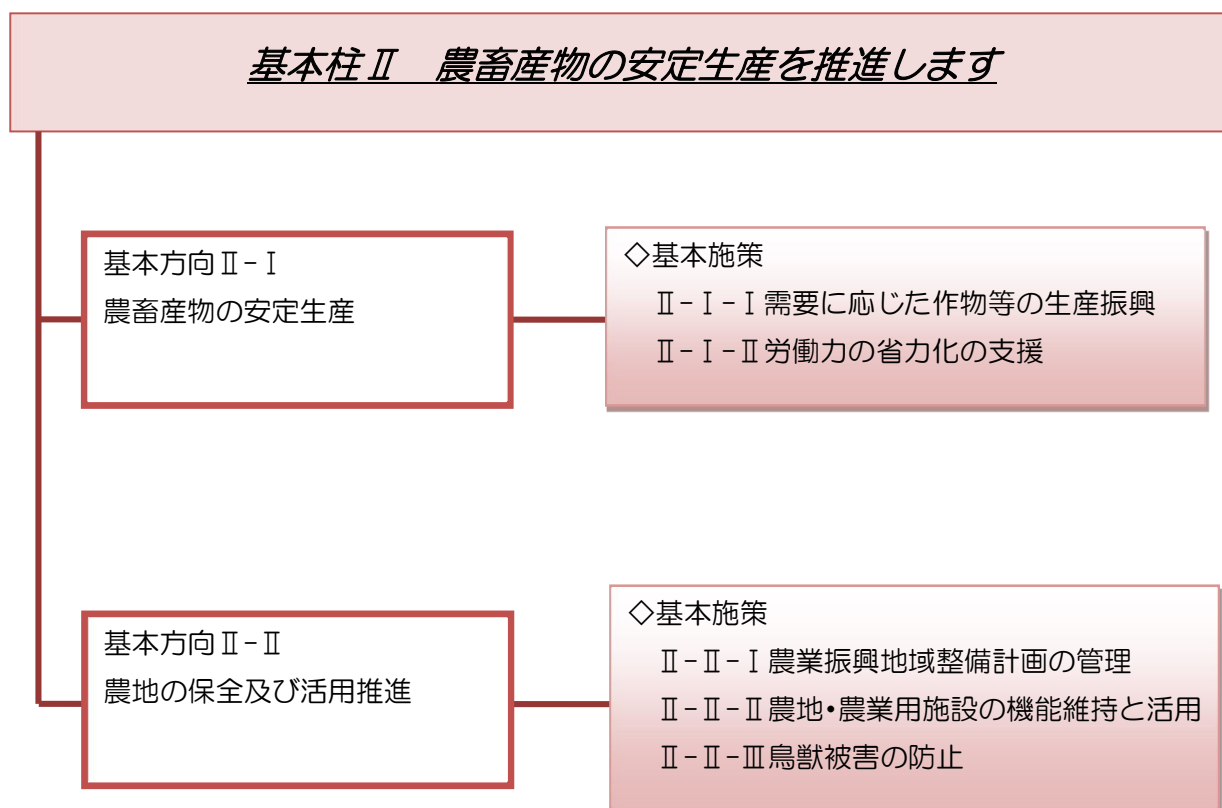
*指標3：町独自推計値（現在値：令和3年度）。農業振興全般の振興状況を図るための指標。

*指標4：年度末までの累積締結数（現在値：令和5年度）。家族内の役割分担を明確にし、経営の強化の状況を示す指標。

【基本柱】

Ⅱ 農畜産物の安定生産を推進します

農業の生産基盤となる農地や農業用施設の整備に関する支援を進めるとともに、生産技術の向上有害鳥獣の被害対策などを図りながら安定生産を進めます。



【基本方向Ⅱ-Ⅰ】 農畜産物の安定生産

農畜産物の需要に応じた生産の推進や生産技術の向上による安定生産を図ります。

また、農作業の省力化・効率化に向けたスマート農業などの導入支援を行い、生産の維持、拡大を推進します。

基本施策Ⅱ-Ⅰ-Ⅰ 需要に応じた作物等の生産振興

1 現状及び課題

本町の農業経営の特徴としては、水稻を基幹として、畜産や野菜、花きなどの園芸作物による複合経営が主流であり、また麦や大豆などの土地利用型作物の生産も行われています。こうした中、需要に応じた米生産と経営の安定に向けた転作作物の推進が求められています。

また、畜産においては、畜産農家の減少に伴い、産地として需要に対応できるように効果的な支援が必要です。

2 施策内容

◇野菜、花き、菌茸等高収益作物や地域振興作物の生産振興に係る技術の向上に向け、必要な施設・設備の導入支援を行います。

◇環境保全型農業や農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み（GAP）を推進します。

◇畜産農家における飼養頭数の維持・拡大や生産基盤の拡充へ支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
農畜産物の生産振興	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援
高収益作物・地域振興作物の生産振興	高収益作物・地域振興作物の生産支援 生産管理機械、施設導入支援	高収益作物・地域振興作物の生産支援 生産管理機械、施設導入支援	高収益作物・地域振興作物の生産支援 生産管理機械、施設導入支援	高収益作物・地域振興作物の生産支援 生産管理機械、施設導入支援
環境保全型農業取組団体への支援	環境保全型農業取組団体への支援	環境保全型農業取組団体への支援	環境保全型農業取組団体への支援	環境保全型農業取組団体への支援
肉用牛への支援	経営安定化支援	経営安定化支援	経営安定化支援	経営安定化支援
乳用牛への支援	生産基盤に関する支援	生産基盤に関する支援	生産基盤に関する支援	生産基盤に関する支援

基本施策Ⅱ-I-II 労働力の省力化の支援

1 現状及び課題

高齢化や離農による担い手への農作業委託や農地集積が加速化しており、労働力不足が懸念されています。また、農地の荒廃や農業用施設の経年劣化が進行しており、優良農用地や用排水路、揚水機などの農業用施設を保全し、かつ農地の持つ水源かん養や景観など農業生産に関する多面的な機能を維持する必要があります。

2 施策内容

◇農作業の省力化・効率化に向けたスマート農業等への支援を行います。

◇機械設備の更新や導入を、経営改善計画に基づき関係機関・団体と連携し計画的に支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
労働力の省力化支援	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援

【基本方向Ⅱ-Ⅱ】 農地の保全及び活用推進

農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、優良農用地の保全を図るとともに、遊休農地の解消に取り組みます。

また、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度により、農地や農業用施設の保全を促進するとともに、生産性向上のため、圃場の大区画化や小規模土地改良事業などの圃場整備事業の推進、電気柵設置支援や鳥獣被害対策実施隊員の技術継承に向けた研修会開催などの鳥獣被害対策に取り組みます。

基本施策Ⅱ-Ⅱ-Ⅰ 農業振興地域整備計画の管理

1 現状及び課題

優良農用地の確保・保全を図るために、雫石町農業振興地域整備計画の適切な運用を図る必要があります。また、土地利用者からは、農地以外への利用の要望があることから、管理事務を適切に行いながら土地の有効利用と農業振興を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

2 施策内容

(1) 農業振興地域整備計画の見直し

◇優良農用地の確保・保全を図るために農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、土地利用者の要望を適切に判断し、農業振興地域整備計画の随時見直しを実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
農業振興地域整備計画の見直し	通常管理	通常管理・農振 随時見直し	通常管理・農振 随時見直し	通常管理・定期 見直しに係る基 礎調査

基本施策Ⅱ-Ⅱ-Ⅱ 農地・農業用施設の機能維持と活用

1 現状及び課題

農業従事者の減少などの要因により、農地の荒廃や農業用施設の経年劣化が進行しており、優良農用地や用排水路、揚水機などの農業用施設を保全し、かつ農地の持つ水源かん養や景観など農業生産に関する多面的な機能を維持する必要があります。

2 施策内容

(1) 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用推進

◇多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用により、地域の共同生活や農業生産活動、農村環境の保全に資する活動を支援します。

(2) 遊休農地解消の推進

◇遊休農地の解消や耕作放棄地の農地への復旧活動を推進します。

(3) 農村環境整備による保全活動支援

- ◇農村生産基盤や農村生活環境基盤整備を行う保全活動を支援します。
- ◇農地を自然災害から守る活動を支援します。

(4) 洪水調整機能の維持

- ◇農地や宅地などの洪水被害を未然防止する御所防災ダム群の洪水調整機能の維持のため、ダム設備の保全及び保守点検を徹底します。
- ◇御所防災ダム群の管理設備の向上を図るため、設置者である岩手県に計画的な高度化を求めるほか、ダム管理技術の向上に務めます。

※御所防災ダム群：矢櫃ダム、外柵沢ダム、レン滝ダム、鶯宿ダムの総称

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度の活用	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援
遊休農地や耕作放棄地解消の推進	遊休農地・耕作放棄地解消支援	遊休農地・耕作放棄地解消支援	遊休農地・耕作放棄地解消支援	遊休農地・耕作放棄地解消支援
農村環境の整備	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施

基本施策Ⅱ-Ⅱ-Ⅲ 鳥獣被害の防止

1 現状及び課題

従来のカラスやツキノワグマなどによる農作物被害に加えてカワウ、サギ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による被害が拡大しています。

鳥獣被害対策に従事する町猟友会を中心としたベテラン狩猟者が高齢化等により減少しているため、新たな狩猟者の確保及び育成対策が急務となっています。

2 施策内容

- ◇県の鳥獣ごとの管理計画や町鳥獣被害防止計画に基づき、被害防止活動を実施します。
- ◇ツキノワグマなどの有害鳥獣からの被害対策として最も有効である電気柵の普及推進と整備の支援策を拡大します。
- ◇ニホンジカやイノシシなどの新たな鳥獣被害に対応した効果的な捕獲方法を考察します。
- ◇鳥獣被害防止活動の担い手である狩猟者の確保及び育成対策を実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
有害鳥獣対策	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施
電気柵設置支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	電気柵の普及推進と整備費用支援
狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（R9年）
指標 1	多面的機能支払制度取り組み面積	3,961ha	4,100ha

※指標の説明

*指標 1：年度末実数（現在値：令和5年度）。多面的機能支払制度に取り組む農用地の面積で農地保全活動の状況を示す指標。

【基本柱】

Ⅲ 農畜産物の販売と6次産業化を推進します

町内産農畜産物などの町内外への販売促進や地産地消、農産物の加工・販売の6次産業化を推進します。

基本柱Ⅲ 農畜産物の販売と6次産業化を推進します

基本方向Ⅲ-Ⅰ
農畜産物の販売促進

◇基本施策

- Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ 新たな流通・販路の拡充
- Ⅲ-Ⅰ-Ⅱ 通年生産と販売体制の構築
- Ⅲ-Ⅰ-Ⅲ 時代に即した情報発信の活用

基本方向Ⅲ-Ⅱ
地産地消の推進

◇基本施策

- Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ 需要に応じた食材提供システムの有効活用
- Ⅲ-Ⅱ-Ⅱ 学校給食や食育による地産地消の推進
- Ⅲ-Ⅱ-Ⅲ 農業体験の推進

基本方向Ⅲ-Ⅲ
6次産業化と食文化伝承の推進

◇基本施策

- Ⅲ-Ⅲ-Ⅰ 販売を目指した地場産食材利用の研究・開発支援
- Ⅲ-Ⅲ-Ⅱ 生産・加工・販売体制の連携強化
- Ⅲ-Ⅲ-Ⅲ 食文化の伝承活動推進

【基本方向Ⅲ-I】 農畜産物の販売促進

消費者、流通関係者の需要を的確に捉え、町内産農畜産物の品質や価値の PR、消費者目線での情報発信を実施するとともに、観光業など他産業との連携、インターネット販売を行うなど、販路の拡充を図ります。

基本施策Ⅲ-I-I 新たな流通・販路の拡充

1 現状及び課題

需要に応じた生産と供給のバランスにおいて、町内産農畜産物の効果的な販売体制が構築できていない状況にあります。

大消費地である都市圏への農畜産物の流通のためには、個々の農業者の営業努力では限界があり、JA の系統出荷による品目などに限られています。消費者の多様なニーズに応えるため、新たな品目への取り組みや販路拡大に取り組む必要があります。

2 施策内容

◇都市圏への農産物の流通を担う事業者・観光など他産業と連携し、町内産農畜産物の PR を行い、新たな販路開拓へ向けた取り組みを行います。

◇長期の安定した供給体制の確立に向けて、米、野菜の販売促進のため首都圏へ継続した宣伝と信頼関係の構築による繋がりを維持するための取り組みを行います。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
都市圏への販売 PR	JA 生産部会、JA、町、観光業と連携し、販売 PR の実施	JA 生産部会、JA、町、観光業と連携し、販売 PR の実施	JA 生産部会、JA、町、観光業と連携し、販売 PR の実施	JA 生産部会、JA、町、観光業と連携し、販売 PR の実施

基本施策Ⅲ-I-II 通年生産と販売体制の構築

1 現状及び課題

町内には多様な産直施設が点在し、地域の住民も多く利用していますが、需要に対応した生産調整がされていないことや冬期間の品ぞろえが課題となっています。

2 施策内容

◇産直出荷者間での栽培時期や生産作物の調整を図れるような仕組みづくりを支援します。

◇冬期間や主品目の生産時期と異なる品目（副品目）に係る作目の調査研究・実証の取り組みを支援します。

◇乾燥野菜や漬物など保存技術を活かした加工食品や加工による付加価値向上に向けた取り組みを支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
冬季栽培品目や副品目導入支援	冬季栽培作目・副品目取り組み支援	冬季栽培作目・副品目取り組み支援	冬季栽培作目・副品目取り組み支援	冬季栽培作目・副品目取り組み支援
農産加工への取り組み支援	農産加工取り組み支援	農産加工取り組み支援	農産加工取り組み支援	農産加工取り組み支援

基本施策Ⅲ-I-Ⅲ 時代に即した情報発信の活用

1 現状及び課題

町では、産直を核として町内産農産物や生産者を消費者に認知してもらい、町産農産物を優先して購入する意識づけを「農産物認証制度」を通し推進してきましたが、認知度が低いため、その時代に合った効果的な情報発信を行う必要があります。

2 施策内容

- ◇インターネットを活用した宣伝・販売への取り組みを推進します。
- ◇SNSなどを利用して農産物認証等制度等の周知を通し、町内産農畜産物や産直のPR活動を行います。
- ◇旬な町内産農畜産物に関する情報を定期的にSNSなどを利用して発信します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
インターネットを活用した宣伝・販売の推進	農産物認証制度の周知、SNSによる農畜産物・加工品などのPR	農産物認証制度の周知、SNSによる農畜産物・加工品などのPR	農産物認証制度の周知、SNSによる農畜産物・加工品などのPR	農産物認証制度の周知、SNSによる農畜産物・加工品などのPR

【基本方向Ⅲ-Ⅱ】 地産地消の推進

町内産農畜産物の販売促進のため、道の駅を核とした食材供給システムの運用や産直施設と学校との連携を強化し自校方式による町立小中学校給食での町内産農畜産物の活用により、地産地消を推進します。

また、学校給食の取り組みやイベント開催を通して、生産者や地域との交流の機会創出による地産地消の意識醸成を図ります。さらに、グリーンツーリズムでの誘客による本町への来訪者が雫石の食材、食文化などに触れ、新たな消費者となるよう取り組みます。

基本施策Ⅲ-Ⅱ-I 需要に応じた食材供給システムの有効活用

1 現状及び課題

需要に応じた生産と供給のバランスにおいて、町内産農畜産物の効果的な販売体制が構築できていない状況にあります。

大消費地である都市圏への農畜産物の流通のためには、個々の農業者の営業努力では限界があり、JAの系統出荷による品目などに限られています。消費者の多様なニーズに応えるため、新たな品目への取り組みや販路拡大に取り組む必要があります。

2 施策内容

- ◇産直組合を核として、町内外の宿泊施設、飲食店等へ町内産の旬の農産物の紹介と提供を行うシステムを支援します。
- ◇町内産農畜産物を活用したイベントや事業を通し、食材提供システムのPRとマッチングを支援します。
- ◇JA各生産部会と他産業との連携により、町内産農畜産物の販売促進活動を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
農産物直売・食材提供 供給システムの推進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進
イベントなどのPR活動	町内産農畜産物を活用したイベントでのPR活動	町内産農畜産物を活用したイベントでのPR活動	町内産農畜産物を活用したイベントでのPR活動	町内産農畜産物を活用したイベントでのPR活動
JA各生産部会の活動支援	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進

基本施策Ⅲ-Ⅱ-Ⅱ 学校給食や食育による地産地消の推進

1 現状及び課題

町内には多様な産直施設が点在し、地域の住民も多く利用していますが、需要に対応した生産調整がされていないことや冬期間の品ぞろえが課題となっています。

また、町内の小中学校はすべて自校方式による給食であり、町内産農畜産物の使用を進めています。また、時期的要因から町内産農産物の使用が少なくなる時期があります。

このようなことから、需要に応じた生産と合わせて、町内産農産物の利用促進が必要です。

2 施策内容

◇産直や生産者、学校給食担当者間との連携により、学校給食への町産農畜産物の安定的供給を推進します。

◇学校と連携を図りながら、地場産食材を豊富に活用した家庭科実習や学校給食などによる食育を推進します。

◇農作業から調理までの一連の活動を支援することで、農産物と農業の魅力を児童・生徒に知ってもらう仕組みづくりを行います。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
産直・生産者との連携	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進
食育活動の推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進
	学校農園や家庭部等の活動を通じた農業の魅力発信	学校農園や家庭部等の活動を通じた農業の魅力発信	学校農園や家庭部等の活動を通じた農業の魅力発信	学校農園や家庭部等の活動を通じた農業の魅力発信

基本施策Ⅲ-Ⅱ-Ⅲ 農業体験の推進

1 現状及び課題

教育旅行や体験型旅行の行程にグリーンツーリズムが取り入れられ、雫石の農業や豊かな食材、食文化などに触れられる機会が多くなってきており、受け入れ農家や農作業体験メニューの拡充が求められています。

2 施策内容

- ◇あらかじめ町内の農作業の種類やスケジュールの提示等を観光関係団体など調整をと行い、農家への受け入れが容易になるよう支援します。
- ◇グリーンツーリズムなどの実施において、農業体験や加工体験などの指導を行える人材の紹介など、受け入れ農家の増加へ向けた啓発を行い、農業体験の充実について推進します。
- ◇農業農村指導士と検討会や研修会を通して情報交換を行い、関係機関団体において町内の農業関連情報共有を行います。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
受け入れ農家の確保・育成	受け入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	受け入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	受け入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	受け入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援
関係団体との情報交換	定期的な農業生産者の研修や観光関係団体との情報交換	定期的な農業生産者の研修や観光関係団体との情報交換	定期的な農業生産者の研修や観光関係団体との情報交換	定期的な農業生産者の研修や観光関係団体との情報交換

【基本方向Ⅲ-Ⅲ】 6次産業化と食文化伝承の推進

6次産業化を目指す農業者や小規模事業所など、多様な経営体を育成・支援し、6次産業化を促進します。

さらに、雫石の食文化を次世代に伝えるため、重っこ料理や各種行事食などに係る人材育成と伝承活動を推進します。

基本施策Ⅲ-Ⅲ-I 販売を目指した地場産食材利用の研究・開発支援

1 現状及び課題

農畜産物を加工販売する6次産業化の多様な取り組みがされている一方で、6次産業化による経営改善に取り組む時間的、精神的余裕が持てない方も多く、6次産業化に取り組む母体の活動が継続されるよう支援が必要です。

重っこ料理や各種行事食をはじめ山菜料理など雫石の伝統的な料理を作る機会と伝える機会が減っています。

2 施策内容

- ◇製品づくりや流通の仕組み、価格付けなどの知識習得や経験の場を創出します。
- ◇農産加工等起業時の施設整備などの相談対応や整備費用の助成などで起業を支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
6次化に取り組む起業家向けの研修支援・相談対応	研修・講座開催 相談対応	研修・講座開催 相談対応	研修・講座開催 相談対応	研修・講座開催 相談対応
6次化に取り組む農家の施設・設備等の整備に係る支援	農産加工支援 の実施	農産加工支援 の実施	農産加工支援 の実施	農産加工支援 の実施

基本施策Ⅲ-Ⅲ-II 生産・加工・販売体制の連携強化

1 現状及び課題

地元食材を加工する食品加工施設において町内産農畜産物を活用してもらうことやまた、個々の発信や販売体制が弱く、生産・加工・販売の連携を強化する必要があります。

2 施策内容

- ◇食品加工に対応できる作目の導入に向けた支援を行います。
- ◇食品製造事業者との連携による新たな加工品への取り組みを支援します。
- ◇町内産農畜産物を活用した新たな食品加工への取り組みへの支援により、町内産農畜産物の付

加価値向上を推進します。

◇零石の特産品の販売 PR を担う第三セクターの販売体制強化や販売 PR 活動を支援します。

◇町内産農畜産物を使用した加工品等の家庭、飲食店での使用拡大に向けた情報発信を行います。

◇農畜産物の加工製造、流通販売について、製品に応じ都市圏での販売も可能なものと、必要な加工製造者、流通販売者との連携強化を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
食品加工に対応する作目導入に向けた施設・設備等導入支援	食品加工に対応する作目導入に向けた施設・設備等導入支援	食品加工に対応する作目導入に向けた施設・設備等導入支援	食品加工に対応する作目導入に向けた施設・設備等導入支援	食品加工に対応する作目導入に向けた施設・設備等導入支援
農産物の販売体制の促進	農産物食材供給事業等、販売体制の促進活動	農産物食材供給事業等、販売体制の促進活動	農産物食材供給事業等、販売体制の促進活動	農産物食材供給事業等、販売体制の促進活動

基本施策Ⅲ-Ⅲ-Ⅲ 食文化の伝承活動推進

1 現状及び課題

重っこ料理や各種行事食をはじめ、山菜料理など零石の伝統的な料理等を作る機会と伝える機会が減ってきています。

2 施策内容

◇岩手県食の匠やしずくいし食の伝承者養成講座修了者等を講師として、伝統的な料理等を習得する機会を創出し、活動できる人材を育成します。

◇教育機関・保育所等と連携し、零石の食文化を次世代に伝える機会を作ります。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
伝承活動の人材育成	新たな人材育成のための受講者等の伝承活動支援	新たな人材育成のための受講者等の伝承活動支援	新たな人材育成のための受講者等の伝承活動支援	新たな人材育成のための受講者等の伝承活動支援
食文化の伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（R9年）
指標 1	地産地消流通システム取引厨房数 （※1）	57 厨房	67 厨房
指標 2	グリーンツーリズム受入農家数	45 件	45 件
指標 3	加工販売等起業者数	38 者	48 者

※1 地産地消流通システム厨房数

地産地消流通システムは、町内産農畜産物を町内外の飲食店や宿泊施設に供給する農林産物直売・食材提供供給促進事業。取引厨房とは、ホテルなどの場合に和食・洋食・中華など厨房ごとの取引となることから施設数ではなく厨房数とするもの。

※指標の説明

- *指標 1： 年度実数（現在値：令和 4 年度）。町内及び盛岡周辺への町産食材の提供状況を示す指標。
- *指標 2： 年度実数（現在値：令和 5 年度）。農業と観光の連携によるグリーンツーリズム受け入れ状況を示す指標。
- *指標 3： 年度末時点実数（現在値：令和 4 年度）農畜産物の加工等に取り組み営業販売（農家レストラン営業含む）実績のある者の数。

【基本柱】

IV 「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します

「植える→育てる→利用する」という森林の循環を促進し、木材資源の活用、森林資源の持つ多面的機能の活用を進めます。

基本柱IV「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します

基本方向IV-I
森林循環の推進

◇基本施策

IV-I-I 森林の適正管理

IV-I-II 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の
促進

基本方向IV-II
町産材の活用推進

◇基本施策

IV-II-I 公共施設木質化や個人住宅への利用促進

基本方向IV-III
木質バイオマスエネルギー活
用の推進

◇基本施策

IV-III-I 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進

IV-III-II 木質バイオマス燃料の確保対策

基本方向IV-IV
森林環境教育の促進

◇基本施策

IV-IV-I 森林環境教育の促進

【基本方向Ⅳ-Ⅰ】 森林循環の推進

適齢伐期を迎える森林の適期伐採と伐採後の植栽による「植える→育てる→利用する」という森林資源の循環が行われるよう、公有林の適正な管理、森林環境譲与税を活用し民有林の森林整備の支援を進めます。

森林病虫害対策は、監視体制の強化や被害木の適正処理などの拡大防止対策を実施するとともに、樹種転換などにより森林環境の保全を推進します。

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅰ 森林の適正管理

1 現状及び課題

本町の森林は、戦後から人工造林の推進により造成された森林が多く、主伐期や間伐期を迎えた森林が多くあるなかで、林道や作業道などの搬出路が整備されていない区域があり、搬出路整備による森林の適正管理が必要です。

また、平成 25 年に長山地区において町内で初めて松くい虫によるアカマツへの被害が確認され、以降も数カ所で確認されていることから、今後の被害防止対策とアカマツの活用方策の検討が必要です。

2 施策内容

(1) 公有林の適正管理

- ◇公有林（町有林、御明神財産区有林）の現況を把握するための山林調査を実施します。
- ◇持続的な経営体制の確立のための森林経営計画の策定による公有林整備を実施します。

(2) 民有林の森林整備

- ◇民有林の適期伐採とその後の造林・保育などの森林整備を促進するため、航空レーザ計測及び資源解析結果を基に、森林整備を行う地域、森林整備の方法等の選定を実施します。
- ◇山主負担の軽減を図るため森林環境譲与税を活用した町単独補助事業により、民有林整備の支援を実施します。

(3) 病虫害対策

- ◇アカマツ林の監視体制の強化と有効な被害防止対策の検討や被害木の処理の実施及び樹種転換などの拡大防止対策を実施します。
- ◇アカマツの被害処理木等の活用方法を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
公有林整備事業	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施	公有林の現況調査 森林経営計画の作成	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施
民有林整備促進事業	森林整備を行う地域、森林整備の方法等の選定 町の補助事業の見直し	町の補助事業の見直し結果に基づく事業実施	町の補助事業の見直し結果に基づく事業実施	町の補助事業の見直し結果に基づく事業実施

主要施策	R6	R7	R8	R9
アカマツ林の監視・調査・駆除事業	アカマツ林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	アカマツ林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	アカマツ林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	アカマツ林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施
アカマツ(被害処理木等)の活用方策の検討	アカマツの被害処理木等の活用	アカマツの被害処理木等の活用	アカマツの被害処理木等の活用	アカマツの被害処理木等の活用

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅱ 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の促進

1 現状及び課題

現在、主伐期や間伐期を迎えた森林が多くありますが、林道や作業道などの整備が行き届いていない区域があり整備が必要です。

整備済みの林道や作業道においては、林道パトロール等による適正な維持管理、大雨などによる災害発生時には速やかな復旧が必要です。

また、森林施業の低コスト化を図るためには国の諸制度を活用し、林業経営体による高性能林業機械を導入した生産性を高めていく必要がありますが、総保有山林が5ヘクタール未満の小規模林家の割合が8割以上を占めており、林業経営体が高性能機械を導入した場合、その設備投資に見合うだけの安定的な事業量を確保し続けることが難しい状況にあります。

2 施策内容

(1) 林道施設、林内路網の整備と適正管理

◇林内路網の整備にあたっては未整備地域を中心に公益的機能や、森林整備の状況等、自然環境の保全に配慮しながら、効率的な山林経営をするための将来を見据えた路網整備を推進します。

◇整備済みの林道や作業道においては定期的なパトロールによる適正な維持管理と災害予防のための整備を行います。また、災害が発生した際は早期確認と復旧を行います。

◇林道橋点検の結果を基に維持保守を行い、林道の適正な管理を行います。

(2) 航空レーザ計測及び資源解析データの活用

◇令和4・5年度に実施した航空レーザ計測及び資源解析データを活用し、民有林の整備を促進します。

(3) 高性能林業機械の導入促進

◇林業経営体のハーベスタやフォワーダなどの高性能林業機械の導入を促進し、作業安全性の向上や作業強度や経費の軽減により林業就業者の減少及び高齢化に対応するとともに施業の合理化を図り路網整備と併せ施業の低コスト化を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
林道維持管理	林道維持管理 (林道施設災害 応急復旧)	林道維持管理 (林道施設災害 応急復旧)	林道維持管理 (林道施設災害 応急復旧)	林道維持管理 (林道施設災害 応急復旧)
林道施設整備	林道橋点検の実 施	林道施設整備事 業の実施	林道施設整備事 業の実施	林道施設整備事 業の実施
航空レーザ計測及び 資源解析データの活 用	森林クラウドシ ステムへの解析 データ等の搭載	森林クラウドシ ステムへの解析 データ等の搭載	森林クラウドシ ステムへの解析 データ等の搭載	森林クラウドシ ステムへの解析 データ等の搭載
高性能林業機械整備 支援	林業事業体の 高性能林業機 械整備のため の支援	林業事業体の 高性能林業機 械整備のため の支援	林業事業体の 高性能林業機 械整備のため の支援	林業事業体の 高性能林業機 械整備のため の支援

【基本方向Ⅳ-Ⅱ】 町産材の活用推進

公共施設における町産材の利用促進と、個人住宅や民間事業所等における町産材の利用促進により木材の利活用を推進します。

基本施策Ⅳ-Ⅱ-Ⅰ 公共施設木質化や個人住宅への利用促進

1 現状及び課題

木材価格は低迷からやや回復基調となりましたが、人件費等の高騰による管理費用の増加により適期の主伐・利用間伐、伐採後の再造林が進まない状況にあり、町産材の生産活動が停滞しています。

2 施策内容

- ◇公共施設の木質化を推進します。
- ◇町産材を使用して町内に住宅新築又は増改築するための助成事業を実施します。
- ◇出生児世帯に対する町産材製品のプレゼントにより木育を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
町産材利用促進事業	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給
乳幼児への木育推進の事業	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進

【基本方向Ⅳ-Ⅲ】 木質バイオマスエネルギー活用の推進

木質バイオマスエネルギーの適切な活用は地球温暖化防止にも繋がることから、チップや薪、木炭の利活用を促進します。

基本施策Ⅳ-Ⅲ-Ⅰ 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進

1 現状及び課題

家庭や木質バイオマスエネルギー利用施設でのチップ材、薪などの需要が見込まれることから、実状に応じた生産と供給体制を強化し、間伐材などの有効活用の取り組みが必要です。

2 施策内容

◇公共施設等の暖房等への木質バイオマス利用施設の整備を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
木質バイオマス燃料利用施設整備支援	木質バイオマス燃料利用施設整備のための支援	木質バイオマス燃料利用施設整備のための支援	木質バイオマス燃料利用施設整備のための支援	木質バイオマス燃料利用施設整備のための支援

基本施策Ⅳ-Ⅲ-Ⅱ 木質バイオマス燃料の確保対策

1 現状及び課題

木質バイオマスエネルギー利用施設でのチップ材等の需要に応じた、生産と供給体制の強化が必要です。

2 施策内容

◇間伐材などの木質バイオマス燃料となる原料の確保や生産と供給対策を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
木質バイオマス燃料確保対策	原料の生産、確保対策の検討・支援	原料の生産、確保対策の検討・支援	原料の生産、確保対策の検討・支援	原料の生産、確保対策の検討・支援

【基本方向Ⅳ-Ⅳ】 森林環境教育の促進

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能や CO2 吸収機能を有する森林の特徴を知り、森林資源の有効活用と森林環境の保全や身近な里山との関わりを深める森林環境教育の取り組みを進めます。

基本施策Ⅳ-Ⅳ-Ⅰ 森林環境教育の促進

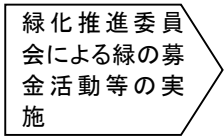
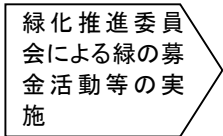
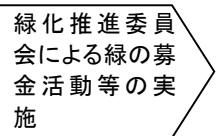
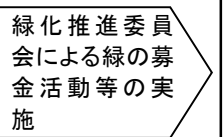
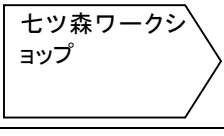
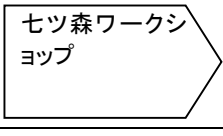
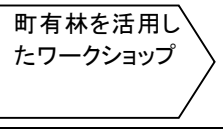
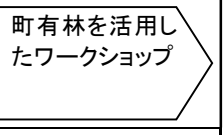
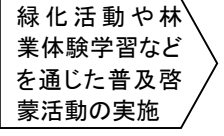
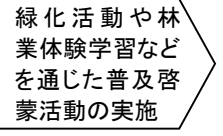
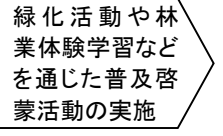
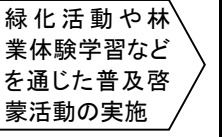
1 現状及び課題

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより町民の森林への関心が薄れ、管理が適切に行われていない森林が見られることから、森林の持つ多様性を理解し、森林保全を推進する必要があります。

2 施策内容

- ◇公有林を活用し七ツ森ワークショップ等の開催による緑化普及啓発と木育を推進します。
- ◇緑の少年団や学校教育での野外活動により、自然に親しみ森林を育む心の醸成を図ります。
- ◇若年層を対象とした林業体験学習等を実施し、林業に対する意識改革や森林の持つ公益的機能の理解など、啓蒙普及活動を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	R6	R7	R8	R9
緑化推進事業	 緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	 緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	 緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	 緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施
	 七ツ森ワークショップ	 七ツ森ワークショップ	 町有林を活用したワークショップ	 町有林を活用したワークショップ
林業啓蒙普及の推進	 緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	 緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	 緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	 緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（R9年）
指標 1	林業従事者数	79 人	80 人

※指標の説明

*指標 1：主な林業経営体の従事者数（現在値：令和 4 年度）。林業全般の動向を示す指標。

【資料編1】農林業関係データ

1. 本町全体について

(1) 地形

本町は、県都盛岡市の西方約16kmの岩手県西部地域にあり、町の中央を国道46号及びJR田沢湖線・秋田新幹線が東西に横断しています。

総面積は、608.82㎏と广大で、およそ東西24km、南北40kmに広がり、土地の全体の約71%を山林が占め、農地は約10%、宅地は約1%となっています。西北部の一部が十和田八幡平国立公園に包摂された岩手山、秋田駒ヶ岳を中心とする1,000m級の奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域となっています。

山麓部には、広大な傾斜地が開け、盆地中央部は緩傾斜の耕地が広がり水田を中心とした農業集落地となっており、地域内を流れる雫石川、葛根田川、南川の三河川は、御所湖で合流し、雄大な水辺空間を形成しています。また、町内各地に温泉が湧出し、詩情豊かな湯の里を創出しています。

(2) 人口

全国的な人口減少の中で、本町でも、平成11年11月をピークに人口減少に転じ、令和4年度では、15,506人となっており、今後も人口減少が見込まれます。人口減少の要因のうち自然増減は毎年減少しており、社会増減においてもほぼ毎年、減少しています。

年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の平成27年度から令和4年度までの人口構成の推移をみると、年少人口は、1,816人から1,478人まで減少し、生産年齢人口においては、9,671人から7,914人まで減少しています。一方、老年人口は5,763人から6,114人と増加しており、高齢化が進行しています。

表-1 人口構成の推移

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	H27・R4 年度比
年少人口 (0～14歳)	1,816人	1,782人	1,749人	1,705人	1,642人	1,583人	1,528人	1,478人	▲18.6%
	10.5%	10.4%	10.4%	10.3%	10.1%	9.9%	9.7%	9.5%	▲1.0pt
生産年齢人口 (15～64歳)	9,671人	9,449人	9,152人	8,851人	8,537人	8,280人	8,049人	7,914人	▲18.2%
	56.1%	55.3%	54.3%	53.4%	52.5%	51.9%	51.3%	51.0%	▲5.1pt
老年人口 (65歳以上)	5,763人	5,863人	5,964人	6,030人	6,084人	6,105人	6,121人	6,114人	6.1%
	33.4%	34.3%	35.4%	36.4%	37.4%	38.2%	39.0%	39.4%	6.0pt
人口計	17,250人	17,094人	16,865人	16,586人	16,263人	15,968人	15,698人	15,506人	▲10.1%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-

資料：雫石町住民基本台帳

(3) 現状

本町の土地利用状況は、固定資産税概要調書（町税務課調べ）によると、令和4年現在、田畑9.7%、宅地1.1%、山林原野72.6%、雑種地等16.6%となっています。

本町の産業構造は、国勢調査によると、令和2年時点の就業者別構成比で見ると、第1次産業が16.2%、第2次産業が18.8%、第3次産業が61.8%となっています。平成27年と比較すると第1次産業が2.0ポイントの減、第2次産業が0.8ポイントの減、第3次産業が1.1ポイントの増となっており、構成比における大きな増減はないものの商業・サービス業を中心とする第3次産業の割合が高くなっています。

本町農業は、2020年農林業センサスによると、総経営耕地面積5,260haの規模を有し、農家戸数は1,133戸となっており、販売農家は891戸、内訳としては、主業経営体数264経営体、準主業経営体数178経営体、副業的経営体数448経営体となっています。

また、町独自に推計を行った農業産出推計額は74.4億円(令和3年)となっており、米、畜産、野菜が大きな割合を占めています。

注) 1 「農林業センサス」とは、10年ごとに世界的規模で調査・集計する世界農林業センサスと、その中間年次である5年ごとに日本独自で調査・集計する農業センサスの総称です。

2. 農家数について

令和2年の総農家数は1,133戸で、平成27年の1,373戸から240戸減少し、平成22年からの10年間では413戸減少しています。

農業経営体数・農家数(表-2)では、令和2年は販売農家が891戸(78.6%)に対して自給的農家は242戸(21.4%)となっています。販売農家について詳しく見ると、主業農家が264戸(23.3%)、準主業農家が178戸(15.7%)、副業的農家が448戸(39.5%)となっています。

農産物販売金額1位の部門別農家数(表-5)でみると、令和2年の稲作が1位の農家は579戸で全体の66%を占めていますが、平成7年の1,480戸と比較すると901戸と大きく減少し、当時の40%以下になっています。

離農や農地の流動化などの要因により総農家戸数は減少傾向にあり、また、販売農家数や経営規模別農家数(表-3)の状況からも農家数が総体的に減少している状況となっています。

表-2 農業経営体数・農家数

(単位：戸)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数	2,074	1,916	1,789	1,546	1,373	1,133
専業農家	129	131	164	199	216	
第1種兼業	617	445	390	306	247	
第2種兼業	1,328	1,176	1,053	821	656	
自給的農家		164	182	220	254	242
販売農家数		1,752	1,607	1,326	1,119	891
主業農家(経営体)	645	462	423	359	290	264
準主業農家(経営体)	656	614	545	465	357	178
副業的農家(経営体)	773	676	639	502	472	448

資料：「農林業センサス」

注) 1 平成7年までは、総農家で集計していましたが、平成12年から集計方法の変更に伴い、販売農家と自給的農家に区分しています。

〔農家等の定義〕

農家	経営耕地面積が10a以上、又は農産物販売金額が15万円以上の世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	調査期日前1年間に農業従事に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

資料：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

表－3 経営規模別農家数

(単位：戸)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0.3ha未満	4	5	9	29	36	29
0.3～0.5	143	126	107	110	69	56
0.5～1.0	351	329	304	217	163	117
1.0～1.5	238	223	211	176	140	112
1.5～2.0	202	201	183	144	130	92
2.0ha以上	946	868	794	689	623	519
計	1,884	1,752	1,608	1,365	1,161	925

資料：「農林業センサス」

注) 1 農業経営体(注2参照)のデータを掲載します。

注) 2 農業経営体(①経営耕地面積30㌦以上、②露地野菜作付面積15㌦以上、③施設野菜栽培面積350㎡以上、④果樹栽培面積10㌦以上、⑤露地花き栽培面積10㌦以上、⑥施設花き栽培面積250㎡以上、⑦搾乳牛飼養頭数1頭以上、⑧肥育牛飼養頭数1頭以上、⑨豚飼養頭数15頭以上、⑩採卵鶏飼養羽数150羽以上、⑪ブロイラー年間出荷羽数1,000羽以上、⑫その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業、⑬農作業の受託事業、のいずれかに該当する事業を行う者)のデータを掲載します。

表－4 農産物の販売金額別農家数

(単位：戸)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
販売なし	61	87	76	115	77	57
300万円未満	1,050	1,146	1,099	913	785	546
300～500	356	230	182	131	113	97
500～700	192	97	87	56	48	120
700～1,000	98	75	64	46	48	
1,000～1,500	70	54	48	49	35	76
1,500～2,000	19	23	17	16	17	
2,000～3,000	28	21	19	17	13	
3,000万円以上	10	19	16	22	25	29
計	1,884	1,752	1,608	1,365	1,161	925

資料：「農林業センサス」

注) 1 農業経営体(表－3の注2参照)のデータを掲載します。

表－5 農産物販売金額1位の部門別農家数（販売農家）

(単位：戸)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
単一経営 (主位部門の 販売金額が 8割以上)	稲	1,480	1,290	877	666	552	579
	麦類	X	X	3	2	X	3
	雑穀いも豆類	4	5	2	4	6	4
	工芸農産物	1	1	1	1	1	1
	施設園芸	15	34	—	—	—	—
	野菜類	66	74	30	36	52	87
	果樹類	1	1	1	1	3	6
	花き・花木	—	—	—	—	—	21
	その他の作物	8	14	9	13	15	16
	酪農	40	33	20	12	14	19
	肉用牛	59	73	43	51	68	129
	養豚	2	1	—	1	X	1
	養鶏	2	2	—	—	1	1
	その他の畜産	X	1	—	—	X	1
その他(複合経営)	—	—	546	442	372	—	
計	1,678	1,529	1,532	1,229	1,084	868	

資料：「農林業センサス」

注) 1 「X」表示については、市町村別データが公表されておられません。

注) 2 農業経営体(表-3の注2参照)のデータを掲載します。なお、ここでは1戸1法人(法人化しているが世帯単位で事業を行っている者)は含まれています。

注) 3 工芸農作物は、「たばこ」について掲載しています。

3. 農業就業人口について（統計廃止）

平成 27 年の農業就業人口は 1,840 人であり、年齢別構成比で見ると、平成 12 年には、60 歳代に就業人口のピークがあったのに対して、平成 27 年では 70 歳以上の割合がさらに増加し、65 歳以上の就業者数は 63.0%と、農業従事者の半数以上を占めており、高齢化が進んでいます。

表－6 年齢構成別農業就業人口 (単位：人)

年次	15～19 歳 (16～19 歳)	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計	65 歳以上
平成 2 年	89	113	348	499	968	1,078	452	3,547	914
平成 7 年	75	64	198	389	661	1,125	580	3,092	1,143
平成 12 年	92	70	115	287	461	922	815	2,762	1,342
平成 17 年	101	75	67	189	469	746	1,028	2,675	1,463
平成 22 年		104	65	99	344	595	997	2,204	1,313
平成 27 年		65	63	84	205	553	870	1,840	1,159

資料：「農林業センサス」

注) 1 年齢範囲が「16～19 歳」は平成 2 年においては「15～19 歳」です。

注) 2 農業就業人口とは、15 歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業（自家で経営している農業に農作業受託を含めたもの）だけに従事した者と農業とそれ以外の仕事（兼業）の双方に従事したが、自営農業従事日数の方が多き者の両者の合計です。

注) 3 平成 12 年以降は、販売農家のみの集計です。

表－7 年齢構成別農業就業人口の構成比

(単位：%)

年次	16～19 歳 (15～19 歳)	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	65 歳以上
平成 2 年	2.5	3.2	9.8	14.1	27.3	30.4	12.7	25.8
平成 7 年	2.4	2.1	6.4	12.6	21.4	36.3	18.8	37.0
平成 12 年	3.3	2.5	4.2	10.4	16.7	33.4	29.5	48.6
平成 17 年	3.8	2.8	2.5	7.1	17.5	27.9	38.4	54.7
平成 22 年		4.7	2.9	4.5	15.6	27.0	45.2	59.6
平成 27 年		3.5	3.4	4.6	11.1	30.1	47.3	63.0

資料：「農林業センサス」

注) 1 年齢範囲が「16～19 歳」は平成 2 年においては「15～19 歳」です。

注) 2 平成 12 年以降は、販売農家のみの集計です。

4. 農地について

(1) 現状

経営耕地面積（表－8）は、農林業センサスによると、令和2年は5,260haで平成27年比391ha減となっています。地目別では、田が3,186haで全体の60.6%を占め、畑は2,023ha（38.5%）、樹園地の51ha（1.0%）となっています。

農地中間管理事業などによる農地集積が促進され、経営耕地の維持が期待される一方、耕作条件の悪い農地の不作付や耕作放棄が懸念されることから、圃場整備やさらなる農地集積や集約必要となります。

表－8 経営耕地・耕作放棄地面積の状況

（単位：ha）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田	3,755	3,631	3,583	3,538	3,564	3,186
畑	1,278	1,374	1,127	1,912	2,033	2,023
樹園地	6	9	10	49	54	51
耕地面積計	5,039	5,014	4,720	5,499	5,651	5,260
耕作放棄地	43	81	97	125	145	—

資料：「農林業センサス」

注) 1 農業経営体（表－3の注2参照）のデータを掲載します。

注) 2 耕作放棄地とは、調査期日前1年間作付けせず、草刈など保全管理が行われずただちに耕作することができない農地のことです。耕作放棄地は令和2年の調査において廃止となっています。

5. 生産について

(1) 農業産出額

農林水産省において公表されている「市町村別農業産出額推計」（表－9）によると、令和3年度の農業産出額は62.0億円で、令和元年度以降、減少傾向となっています。

また、農林水産省の推計値は、販売対象面積を対象としているため、自家消費や産直、縁故米等を加味し、さらに、収量においても県平均値を使用しているため、大産地が不利になっている状況であることから、町独自に補正係数を乗じて試算した農業産出額推計（表－10）では、令和3年度においては、74億4千万円としています。

表－9 農林水産省市町村別農業産出額推計の状況

(単位：千万円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業産出額 (ア)+(イ)+(ウ)	740	695	684	620
耕種				
小計 (ア)	408	381	386	312
米	238	253	244	190
麦類	0	1	0	1
雑穀	1	1	1	1
豆類	2	2	3	2
いも類	1	1	1	3
野菜	137	88	100	81
果実	5	3	3	3
花き	15	x	x	x
工芸農作物	7	3	3	3
その他作物	2	x	x	x
畜産				
小計 (イ)	332	314	299	308
肉用牛	147	152	135	145
乳用牛	135	126	124	121
生乳	114	110	111	110
豚	X	X	X	X
鶏	4	3	3	4
鶏卵	4	3	3	4
ブロイラー	x	0	0	0
その他畜産物	X	X	X	X
加工農産物 (ウ)	x	-	-	-

資料：農林水産省「市町村別農業産出額推計」

注) 1 「X」表示については、市町村別データが公表されておりません。

注) 2 端数処理のため、各項目の合計値は一致しない場合があります。

表-10 農業産出額推計（町独自試算）の状況

（単位：億円）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
農業産出額推計	83.8	88.8	83.4	82.1	74.4

資料：雫石町農林課調べ

注) 1 農林水産省において公表される市町村別農業産出額推計を基に町独自の補正係数を乗じて試算しています。

（2）畜産飼養頭数

繁殖牛については、令和 5 年では 179 戸となっており、5 年間で 46 戸減少していますが、飼養頭数については、若干の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

肥育牛については、令和 5 年では 13 戸となっており、5 年間で 2 戸減少していますが、飼養頭数については、111 頭の大幅な減少となっています。

酪農については、令和 5 年では 13 戸となっており、5 年間で 4 戸減少しています。また、飼養頭数については、214 頭の大幅な減少となっています。

表-11 畜産飼養頭数

（単位：戸、頭）

区 分		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
繁殖	戸数	225	218	216	215	191	179
	頭数	1,922	1,923	1,948	2,001	1,989	1,937
肥育	戸数	15	15	14	15	13	13
	頭数	379	396	326	312	284	268
酪農	戸数	17	17	17	15	14	13
	頭数	752	738	745	617	570	538

資料：JA 新いわて雫石管内畜産農家飼養頭数

注) 1 各年において、戸数、頭数いずれも 3 月 1 日現在の数値としています。

6. 森林について

(1) 現状

総林家数（表－12）では、令和2年は446戸と平成27年より256戸の減少となっています。

令和2年における現況森林面積（表－13）では、森林面積45,825haのうち国有林が28,471ha（62.1%）となっています。民有林は17,354ha（37.9%）で、その構成は私有林11,342ha、県有林749ha、町有林1,223ha、財産区有林1,528haとなっており、民有林における独立行政法人等管理地は2,512haとなっています。

表－12 総林家数

（単位：戸）

区 分	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年
総林家数	1,182	1,261	767	772	702	446

資料：「農林業センサス」

注) 1 林家とは、現在の保有山林面積が1ha以上（平成2年までは10a以上）の世帯のことです。

表－13 現況森林面積（管理面積）

（単位：ha）

年 次	国有林	民有林						合計
			県有林	町有林	財産区林	公団契約地	私有林	
昭和55年	30,185	16,975	186	1,005	1,685	129	13,970	47,160
平成2年	29,895	16,310	355	1,112	1,779	1,739	11,325	46,205
平成12年	29,611	16,381	708	1,063	1,534	1,788	11,288	45,992
平成22年	28,552	17,483	823	1,042	1,566	2,855	11,197	46,035
平成27年	28,507	17,351	818	1,180	1,528	2,850	10,975	45,858
令和2年	28,471	17,354	749	1,223	1,528	2,512	11,342	45,825

資料：「農林業センサス」

- 注) 1 表の数値は、小数点以下を四捨五入してあるので、合計と内訳は一致しない場合があります。
- 注) 2 現況森林面積とは、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立以後の森林面積の移動面積を増加、減少別に加減し、さらに、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積のことです。
- 注) 3 財産区林とは、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について、地方自治法第294条に規定する特別地方公共団体としての財産区を作り、地元民が使用収益している森林のことです。
- 注) 4 平成22年調査より独立行政法人等とは、(独)森林総合研究所が所管している森林のことです。それ以前は公団契約地のことです。
- 注) 5 私有林とは、個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等の所有する森林のことです。

【資料編2】雫石町農林業基本計画策定までの経過

期 日	事 項	内 容
R6. 3. 21	令和5年度雫石町農林業対策委員会	・計画案について
R6. 3. 27	令和5年度雫石町農林業政策審議会	・計画案について審議・答申

【資料編3】各審議会条例等及び委員名簿

雫石町農林業政策審議会条例

(昭和39年3月25日条例第13号)

(改正 平成13年6月20日条例第20号 平成17年3月11日条例第8号 平成21年3月16日条例第5号
平成23年3月8日条例第2号)

(設置)

第1条 農林業における基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町農林業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 町農林業における基本となる計画に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランに関すること。
- (4) その他町長が農林業に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農業団体の役員
- (2) 商工観光関係団体の役員
- (3) 知識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 住民代表

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員には、雫石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年雫石町条例第13号）により報酬を支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

雫石町農林業政策審議会委員名簿

(令和6年3月27日現在)

	機 関	役 職 名	氏 名
会 長	岩手大学人文社会科学部	教 授	横 山 英 信
副会長	新岩手農業協同組合	理 事	細 川 喜 市
委 員	盛岡広域森林組合	代表理事組合長	鷹 木 嘉 孝
〃	岩手県農業共済組合 盛岡地域センター	統括理事	沼 田 弘 美
〃	盛岡広域振興局農政部	農政部長	中 村 善 光
〃	盛岡農業改良普及センター	所 長	加 藤 満 康
〃	雫石商工会	会 長	土 橋 幸 男
〃	一般社団法人しずくいし観光協会	理 事	櫻 糺 哲 也
〃	住民代表	公募委員	菊 地 篤 志
〃	住民代表	公募委員	煙 山 千 秋

雫石町農林業対策委員会規則

(平成17年3月25日規則第16号)

(改正 平成18年2月10日規則第12号 平成21年3月30日規則第16号 平成23年3月29日規則第12号)

(設置)

第1条 本町の農林業における基本対策に関し必要な事項を協議し、生産性の高い農林業構造の確立を図るため、雫石町農林業対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 町農林業における基本となる計画に関する策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定及び変更のための協議に関すること。
- (4) 認定農業者等担い手育成対策に関すること。
- (5) 酪農・肉用牛生産近代化計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (6) 町森林整備計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (7) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町農業委員会会長
- (3) 町教育委員会教育長
- (4) 農林業団体の役員で代表者の指名する者又は代表者
- (5) 岩手県農業農村指導士
- (6) 知識経験者
- (7) 青年団体及び婦人団体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会の会長は、町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(謝金)

第6条 委員会の委員に、謝金を支給するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

雫石町農林業対策委員会名簿

(令和6年3月21日現在)

	機 関	役 職 名	氏 名
会 長	雫石町農業委員会	会 長	岡 森 喜 与 一
職務代理	新岩手農業協同組合	理 事	細 川 喜 市
委 員	雫石町	副町長	若 林 武 文
〃	盛岡広域振興局農政部	農政推進課長	照 井 儀 明
〃	盛岡農業改良普及センター	地域指導課長	長 崎 優 子
〃	雫石町教育委員会	教育長	佐 藤 嘉 彦
〃	盛岡広域森林組合	監 事	櫻 田 久 耕
〃	盛岡地域農業共済組合	盛岡地域センター統括理事	沼 田 弘 美
〃	雫石町土地改良区	理事長	中 村 継 幸
〃	雫石町農業経営者協議会	副会長	澤 村 幸 子
〃	J A新しいわて女性部雫石支部	支部長	荒 塚 陽 子
〃	新岩手農業協同組合青年部雫石支部	支部長	横 森 啓 太
〃	雫石町農業振興青年クラブ	会長	前 田 紘 幸
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	柿 木 茂
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	松 原 永 樹
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	中 屋 敷 美 幸
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	松ノ木奈々子
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	小 谷 地 明 弘
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	細 川 義 経
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	細 川 睦
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	森 合 栄 仁
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	菅 原 紋 子

